


収	受
令和	-3.6.28
環境第 環境第	470-36 号
	吹田市

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和3年6月25日	
吹田市長 殿	
提出者	
住所 大阪市北区天満1丁目3番21号	
氏名 株式会社 松村組 大阪本店	
取締役専務執行役員本店長 西村 正治	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6354-8814	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社 松村組 大阪本店 (吹田市管轄内事業場)
事業場の所在地	吹田市管轄区域内
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高165.5億円
③従業員数	128人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	1390.000 t	4.050 t
	(これまでに実施した取組) 各工程で、発生元の材料ごとに減量化、分別、リサイクルの検討を行う。 ・基準寸法の統一（ロスの削減） ・工事生産化（プレカット、PC化、プレハブ化等） ・システム型枠、打ち込み型枠 ・型枠材、仮設材の転用回数を増やす、工事後の再利用をする ・材料供給会社に対して省梱包、無梱包を指導、依頼する ・分別により、有価物として回収される量を増やす		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	1251.0 t	3.7 t
	(今後実施する予定の取組) 各工程で、発生元の材料ごとに減量化、分別、リサイクルの検討を行う。 ・基準寸法の統一（ロスの削減） ・工事生産化（プレカット、PC化、プレハブ化等） ・システム型枠、打ち込み型枠 ・型枠材、仮設材の転用回数を増やす、工事後の再利用をする ・材料供給会社に対して省梱包、無梱包を指導、依頼する ・分別により、有価物として回収される量を増やす		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一般廃棄物・産業廃棄物に分別 ・安定型廃棄物と管理型廃棄物に分別 ・もっぱら物と廃棄物に分別 ・石綿含有産業廃棄物の分別 ・処理方法別（再生利用等）廃棄物の分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一般廃棄物・産業廃棄物に分別 ・安定型廃棄物と管理型廃棄物に分別 ・もっぱら物と廃棄物に分別 ・石綿含有産業廃棄物の分別 ・処理方法別（再生利用等）廃棄物の分別

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物 (管理型)
43.400 t	472.780 t	86.200 t	250.100 t

②計画

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物 (管理型)
39.1 t	425.4 t	77.6 t	337.7 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	1390.000 t	4.050 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	再生利用者への処理委託量	1390.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	4.050 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用者への処理委託を行う		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物 (管理型)
43.400 t	472.780 t	86.200 t	250.100 t
0.000 t	17.640 t	0.000 t	227.500 t
0.000 t	472.780 t	86.200 t	250.100 t
43.400 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
②計画	全処理委託量		1251 t	3.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0 t	0 t
	再生利用者への処理委託量		1251 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	3.7 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
優良認定処理業者への委託割合を拡大する				
※事務処理欄				

②計画

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物 (管理型)
39.1 t	425.4 t	77.6 t	337.7 t
0 t	15.8 t	0 t	292.1 t
0 t	425.4 t	77.6 t	311 t
39.1 t	0 t	0 t	26.7 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

処理業者に①～⑦について委託し、最終的に以下工程により処理をする。

①がれき類（コンクリートがら、アスコンガラ等）

⇒破砕機等で破砕・選別し、再生砕石や再生アスコンなどに加工し再資源化する。

②木くず

⇒チップ化し、燃料や紙の原料などに加工し再資源化する。

③汚泥

⇒脱水、乾燥処理、造粒固化等により土砂、改良土、流動化土等に加工し再資源化する。

④廃プラスチック

⇒破砕し、プラスチックの原料又は、紙くずと混合し熱溶融・成型処理によりRPF（固形燃料）に加工し再資源化する。

⑤廃石膏ボード

⇒選別、破砕により紙と石膏に分け、紙の原料、地盤改良材の原料などに加工し再資源化する。

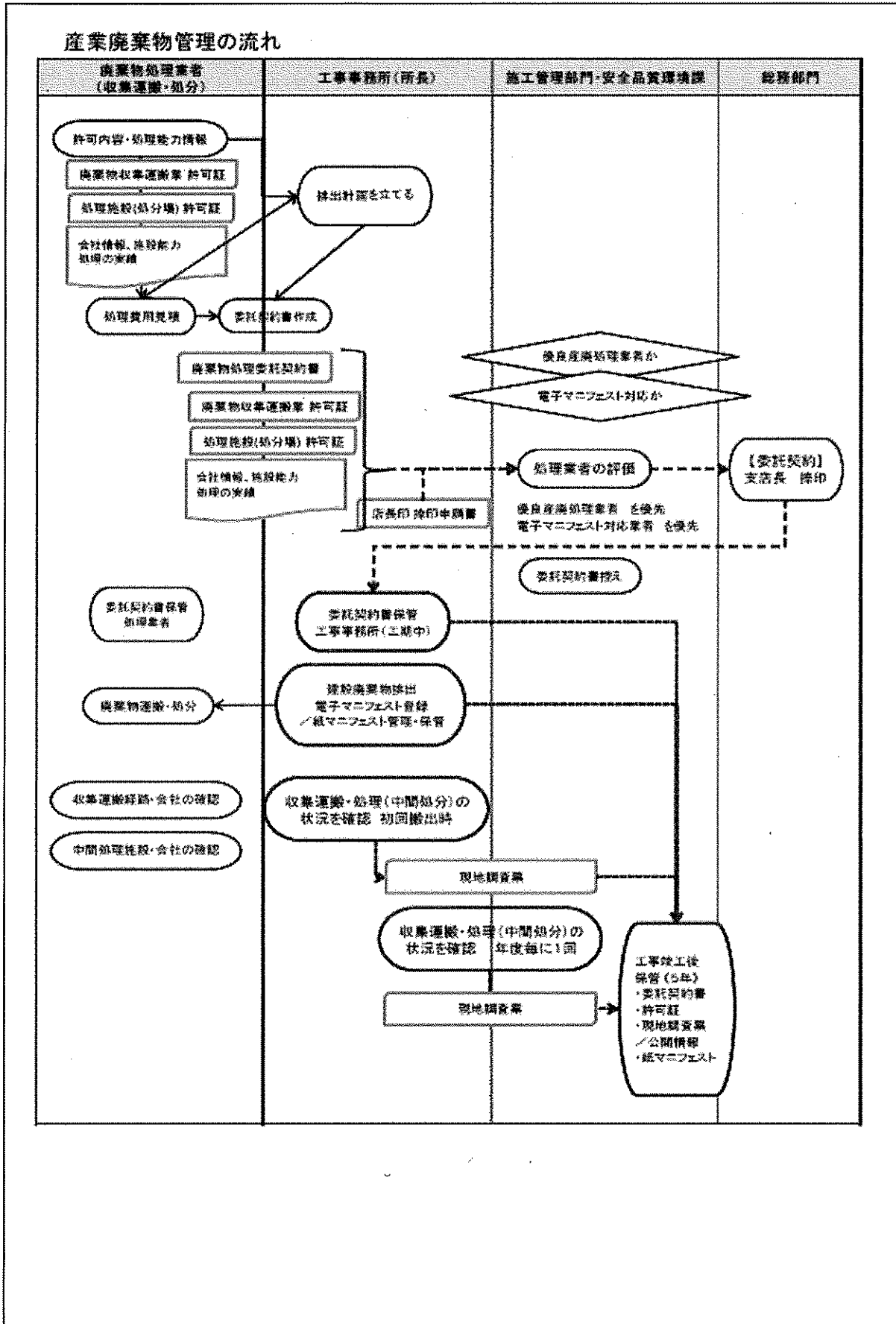
⑥混合廃棄物

⇒選別により、上記①～⑤等の再資源化を行う。

⑦廃石綿、石綿含有産業廃棄物

⇒最終処分場に直接埋め立てる。

別添2 管理体制図(1)



別添2 管理体制図(2)

